○国土交通省告示第四百六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡みなかみ町月夜野

字立石　二五五四番一　一号

二五五七番　二号

二五五五番　三号及び四号

二五六九番一　五号

二五七一番一　六号及び七号

二六四七番七　八号

二五七〇番三　十号

二五六二番一　十一号

二五六一番一　十二号

二五五二番一　十三号

二五四九番一　十四号

字真澤　二六七一番二　九号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梅ヶ久保沢

三　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と十九号を結んだ線から南牧川合流点までの区間の梅ヶ久保沢の中心線から左岸十四メートル右岸十メートルまでの土地の区域

群馬県甘楽郡下仁田町大字風口

字山ノ神　一三四番　一号から四号まで

一三六番　五号から七号まで

一三八番　八号

一三五番　十七号から十九号まで

一四〇番　九号

一四三番　十号

一一号　十一号

一八四番　十二号及び十三号

一八五番　十四号

一八七番　十五号

二〇〇番　十六号

○国土交通省告示第四百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から昭和十七年内務省告示第二百三十三号で指定した土地の境界線までの区間の井の沢の中心線から左岸十三メートル右岸二十メートルまでの土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千百十一号で指定した井ノ沢の土地の区域及び昭和五十九年建設省告示第千三百九十号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

宮城県大崎市鳴子温泉字赤湯

二三〇番八　一号

二六二番四　二号

○国土交通省告示第四百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

先大戸三及び先大戸三左支三

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市西城町大字栗字沖岩見谷四九四番地一地内四等三角点大戸を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二三五度四三分三四秒　一号

六六八・二一一メートルの地点

標柱一号から二四三度一九分二二秒　二号

二五・七八八メートルの地点

標柱二号から二九〇度三分三六秒　三号

九七・〇九六メートルの地点

標柱三号から二一八度三七分三秒　四号

標柱四号から二五六度四三分一五秒　五号

五四・六四二メートルの地点

標柱五号から三四二度四四分五三秒　六号

五〇・九七二メートルの地点

標柱六号から五五度一四分〇秒　七号

一五一・〇〇二メートルの地点

標柱七号から八〇度三五分二二秒　八号

五六・三三五メートルの地点

標柱八号から三四六度四〇分五二秒　九号

九八・二九九メートルの地点

標柱九号から三三度五三分二〇秒　十号

七〇・九五九メートルの地点

標柱十号から一三四度五四分三五秒　十一号

一四八・六〇八メートルの地点

○関東地方整備局告示第二百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年四月十九日

関東地方整備局長　下保　修

第1　起業者の名称　山梨県

第2　事業の種類　山梨県立産業技術短期大学校分校整備事業

第3　起業地

1　収用の部分　山梨県都留市上谷５丁目地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県都留市上谷５丁目地内における5,300.79㎡を起業地とする「山梨県立産業技術短期大学校分校整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

山梨県立産業技術短期大学校分校（以下「本分校」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業能力開発施設であり、その施設整備を行う本件事業は、法第３条第23号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

職業能力開発促進法第16条第２項において、都道府県は職業能力開発短期大学校を設置することができるとされていることなどから起業者である山梨県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

山梨県の産業は、製造業が主要な産業であり、製造業の業種別における製造品出荷額では、機械電子工業が約75％を占め、最も盛んな業種となっている。機械電子工業の分野においては、生産部門の管理者として企業の中核を担う高度な知識及び技術を習得した人材（以下「専門的技術者」という。）が企業より求められている。山梨県東部に位置する富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波村の12市町村からなる地域（以下「富士東部地域」という。）は、製造業に占める機械電子工業に係る製造品出荷額等の割合が他地域と比較し高いことから、機械電子産業が盛んな地域である。

しかしながら、富士東部地域は機械電子工業が盛んな地域であるにも関わらず、専門的技術者を育成する機関は他地域に設置されている甲州市の産業技術短期大学校１校のみであること、富士東部地域から首都圏へのアクセスが容易であることから、進学希望者の８割強が首都圏をはじめとする山梨県外に進学している。一旦県外へ進学した高等学校卒業生は富士東部地域に戻って就職することは非常に少ないことから、富士東部地域における専門的技術者の育成及び確保が困難となっている。

平成22年８月の起業者による調査では、富士東部地域の機械電子工業の技術系職種である専門技術者及び技能工・生産工の在職者数に対する不足者数の割合は、それぞれ9.75％及び3.05％であるが、山梨県全体の同職種における3.71％及び2.77％と比較して高いことから、富士東部地域においては専門的技術者の確保が充分ではないことが確認されている。